

## 知っていますか？国民年金保険料の免除制度

保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業などにより保険料を納めることが難しくなることもあります。

また、保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

経済的な理由により、保険料を納めることができない場合は、保険料を「全額免除」または「一部免除」する制度があります。

\* 免除の承認を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に含まれます。

全額免除…保険料の全額を免除

一部免除…保険料の一部を免除(4分の3免除・半額免除・4分の1免除)

### 免除を受けるための条件

本人、配偶者及び世帯主それぞれの前年所得が、一定の金額以下であれば、申請者本人が免除を受けることができます。

※例：令和2年7月～令和3年6月の保険料は令和元年中の所得で、審査を行います。

### 申請が必要です

申請する場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」(申請書は税務住民課、日本年金機構ホームページにあります)を、役場税務住民課住民係もしくはお近くの年金事務所に提出してください。

\* 納付猶予…50歳未満の人で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予される制度

### 産前産後期間の保険料免除制度

国民年金第1号被保険者の期間を対象とした産前産後期間の保険料免除制度です。産前産後免除の期間は年金を受けるための期間として計算されるうえ、老齢基礎年金額に満額が反映されます。

問 税務住民課 住民係 ☎57-8502

## 農地の利用状況調査を実施します

農業委員会では、毎年、耕作されていない農地の把握や違反転用の発生防止のため、現地調査を実施しています。

- 対象農地：町内全ての農地
- 調査期間：令和3年7月から9月まで
- 調査方法：地域の農業委員、農地利用最適化推進委員が、実際に現地調査を実施

調査にあたり、個人の農地へ立ち入ることやお話を伺う場合があります。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

また、現地調査の結果、耕作されていない農地の所有者的人に対し、今後、農地をどのように利用されるかの調査をさせていただく予定です。

農地保全のため、ご協力をお願いします。

問 農業委員会 ☎57-8509

## 農業委員会申請締切日の変更について

町民カレンダーに記載している『農業委員会申請締切』について、下記のとおり一部変更いたします。

大変ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願ひいたします。

7月26日(月) → 7月21日(水)

9月27日(月) → 9月24日(金)

問 農業委員会 ☎57-8509

—ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせです—

## ひとり親世帯のため、新たな給付金の支給が実施されます

### 支給対象者

- 令和3年4月分の児童扶養手当受給者
- 公的年金(遺族年金、障害年金等)を受給していることにより令和3年4月の児童扶養手当の支給を受けていない世帯
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している世帯と同じ水準になっている世帯

### 給付額

児童1人当たり一律5万円

### 給付金の支給手続き

- ①に該当  
▼5月に児童扶養手当を支給している口座に振り込まれます。
- ②、③に該当  
▼給付金を受け取るには申請が必要です。  
▼申請書を必要書類(本人確認書類、口座確認書類、戸籍謄本等)とともに役場福祉課に提出してください。  
▼申請内容を確認して指定口座に熊本県から可能な限り速やかに振り込まれます。  
(申請書は福祉課にあります。町ホームページにも掲載しています。)

### 申請期限

令和4年2月28日(月)

問 福祉課 子育て支援係 ☎57-8503

## —なんかんファミリー・サポート・センター—

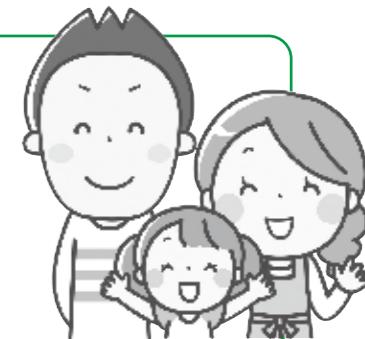
### 依頼会員・協力会員 募集!

ファミリー・サポート・センターは子育てを手伝って欲しい人(依頼会員)と、子育てをお手伝いできる人(協力会員)からなる会員組織です。地域で安心して子育てができるように応援します。そこで依頼会員と協力会員を募集します。

#### 活動内容

例えば・・・

- 保育施設等への送迎や帰宅後の預かり
- 学校行事の際の未就学児の預かり
- 出産前後のきょうだい児の送迎
- 習い事への送迎
- 冠婚葬祭時の預かり



依頼会員が利用するためには事前の登録が必要です。

料金や利用の流れなど、詳しくは下記にお尋ねください。

また、南関町社会福祉協議会ホームページにもチラシを掲載しています。

問 なんかんファミサポ ☎070-4722-3114 (受付：平日9時～16時)

南関町社会福祉協議会 ☎69-9020